

紹介状持参のお願い

北九州総合病院は、地域の医療機関と密接な連携のもとに、患者さんの症状に応じた適切・最良な医療の提供を心掛けております。

そのため、診療はかかりつけ医（地域の病院、医院、診療所、クリニック）からの紹介状をお持ちの患者さんの診療を行っていますので、かかりつけ医等からの紹介状を持参されますようお願いいたします。

〈初診時〉

- 紹介状を持参せずに受診される場合
- 当院通院中に、紹介状を持参せず別症状にて他の診療科を受診される場合
「選定療養費」として、保険負担とは別に初診時に**7,700円**をご負担いただきます

〈再診時〉

- 状態が落ち着き、当院の主治医から他の医療機関へ逆紹介した後も、当院での診療を患者自ら希望し受診される場合
「選定療養費」として、保険負担とは別に再診時に**3,300円**をご負担いただきます
- また、当院では、紹介状をお持ちの方を優先して受付して診療しています。
※接骨院・整骨院・鍼灸院からの紹介状は対象外となります。ご注意ください。

〈選定療養費とは〉

当院は200床以上の高度専門医療機関のため選定療養費を徴収しています。これは患者さんに適切な医療を受けていただくために、厚生労働省が「医療機関の機能分担を推奨する目的」で定めた制度です。

対象外の方

- 生活保護法の医療補助の対象となっている方
- 特定疾患や障害などの各種の公費負担制度を受給されている方（一部を除く）
- 救急車で搬送により、緊急の診療が必要な方
- 交通事故、労働災害で受診される方

※紹介状をお持ちいただければ、選定療養費は徴収いたしません。

※受診終了後に紹介状を持参頂いても選定療養費の返金はできません。ご了承ください。

〈医療関係者の方へ〉

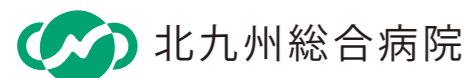
地域医療連携室では直通ダイヤルを設けています。

TEL：0120-86-4199（平日8:30-17:00）

FAX：093-921-1450

※直通電話が通話中の場合や、受付時間外は、お手数ですが代表番号におかけ直し下さい。

※上記ダイヤルは、医療機関および関係者専用となっておりますので、一般の方からのお電話の取り次ぎ等は行っておりません。病院代表（093-921-0560）をご利用ください。



北九州総合病院は、「安全かつ適切な医療」「患者本位の医療」を実践し、健全なる地域社会の実現に貢献します。



DOCTORS

北九州総合病院広報誌

地域医療支援病院とは



副院長・患者支援センター
センター長
高水間 亮治



高水間 亮治

副院長・患者支援センター長

地域医療支援病院とは

北九州総合病院は、福岡県知事より2023年4月1日付けで「地域医療支援病院」の承認を受けました。地域医療支援病院とは、地域における医療機関の連携の取り組みの一環として地域医療に貢献することを目的とした厚生労働省が指定する病院です。地域の医療機関との連携を今まで以上に強化し充実させることで地域全体の医療の質の向上を図り、地域の患者さんにより良い医療を迅速に提供できるよう努めます。

【地域医療支援病院の承認要件】

病院が地域医療支援病院の承認を受けるためには、個人で開設していない医療機関であること、いわゆる主体が国・都道府県・市区町村・医療法人・社会医療法人であることが必須となっています。

そのほかにも、医療法によって下記の要件が求められています。

■紹介患者中心の医療を提供していること

- ① 紹介率80%を上回っていること
- ② 紹介率が65%を超え、かつ、逆紹介率が40%を超えること
- ③ 紹介率が50%を超え、かつ、逆紹介率が70%を超えること

※紹介率とは、当院を受診された方のうち他の医療機関から紹介状を持参された患者さんの割合です。逆紹介率とは、当院から他の医療機関へ紹介させていただいた患者さんの割合です。値が高い場合は、地域の医療機関と密に連携が取れていることを表します。

■建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること

- 地域医療従事者に対する研修を行っていること
- 原則として200床以上の病床及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等です。

【地域医療支援病院の役割】

地域医療支援病院は、地域医療の充実を図るべく下記のような役割が求められます。

●紹介患者さんに対する医療の提供

地域医療支援病院の中で特に大きな役割が、地域のかかりつけ医と連携を行い、紹介患者さんへ医療の提供をすることです。地域医療支援病院はかかりつけ医から紹介状を渡された患者さんを積極的に受け入れ、適切な医療を提供しなければなりません。

治療が終了した患者さんは速やかにかかりつけ医へ逆紹介します。ある程度の治療が一段落した際も同様に、かかりつけ医に逆紹介をして継続的な治療体制を整えます。

●医療機器の共同利用の実施

地域医療支援病院では、院内の医療機器や必要設備を地域の医師・歯科医師などと共同利用することも求められています。当院は、地域のかかりつけ医と当院の主治医が共同診療を行い、患者さんに対して今後の治療方針を定める「開放型病床」を有し運用しています。



●救急医療の提供

地域医療支援病院に求められている重要な役割は救急医療の提供です。地域医療支援病院は、救急搬送された重症患者さんをいつでも受け入れられるよう、24時間体制で検査や治療の体制を整えなければなりません。

具体的には、重症患者さんの治療に必要となるICU・HCUや治療機器、さらに専任スタッフの設置が求められます。当院では年間5600台以上の救急車を受けて入れています。



●地域の医療従事者に対する研修の実施

地域医療支援病院では、地域医療従事者の教育を目的とした研修や勉強会の開催も役割の一つです。医療機関との連携だけでなく、地域の医療従事者全体の質を向上する教育機関としての体制を整えることが求められています。

当院は今後も地域医療支援病院として地域とともに医療に貢献していきます。また、地域における医療機関の連携をさらに促進することで、地域の医療をより一層充実したものにし、住民の皆様が安心して暮らせる地域社会の実現に寄与していきたいと思えます。